

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目次

【開 会】 .....	4
議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について .....	4
専決第 10 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号） .....	4
議案第 2 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号） .....	19
議案第 3 号 令和 3 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） .....	28
議案第 4 号 令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） .....	30
議案第 5 号 令和 3 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） .....	32
議案第 6 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について .....	33
議案第 7 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について .....	34
議案第 8 号 市町の境界変更について .....	36
議案第 9 号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について .....	36
陳情第 1 3 号 新型コロナワクチン接種事業推進の中止を求める陳情 .....	37
陳情第 1 4 号 新型コロナワクチン非接種者への差別禁止に関する陳情 .....	39
陳情第 1 5 号 マスク着用推奨の中止に関する陳情 .....	40
委員長報告 .....	42
閉 会 .....	43

## 1 日 時

令和3年11月30日（火）午後0時58分～午後4時20分

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員（8名）

委員長 高 瀬 由 子  
副委員長 掛 下 法 示  
委 員 藤 田 欽 哉 佐 貫 薫 小 林 勇 治  
          宮 本 妙 子 石 井 侑 男 中 村 久 信

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員（23名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 総合政策課（2人） | ②地域支援担当 前野路代  |
| ①総合政策課長 高橋弘一  | ③介護保険担当 森山 敦  |
| ②政策企画担当 小林 徹  | (6) 子ども課（3人）  |
| (2) 秘書広報課（1人） | ①子ども課長 小野崎賢一  |
| ①秘書広報課長 佐藤賢一  | ②子育て支援担当 矢板 洋 |
| (3) 総務課（5人）   | ③保 育 担 当 山下征子 |
| ①総務課長 塚原延欣    | (7) 健康増進課（2人） |
| ②行政担当 日賀野真    | ①健康増進課長 村上治良  |
| ③人事担当 星宮良行    | ②国保医療担当 吉田佐江子 |
| ④財政担当 松本一裕    | (8) 市民課（2人）   |
| ⑤管財担当 船山幸男    | ①市 民 課 長 星 哲也 |
| (4) 社会福祉課（3人） | ②市民・年金担当 田代和子 |
| ①社会福祉課長 沼野晋一  | (9) 商工観光課（1人） |
| ②障がい福祉担当 白田修一 | ①商 工 担 当 藤田仁美 |
| ③生活福祉担当 田城宣宏  | (10) 農林課（1人）  |
| (5) 高齢対策課（3人） | ①農 政 担 当 沼野英美 |
| ①高齢対策課長 高橋理子  |               |

## 6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 事務局長 薄井勉 主幹 矢板寿江

## 8 付議事件

議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について

専決第 10 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 2 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 3 号 令和 3 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算  
（第 2 号）

議案第 5 号 令和 3 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 2 号）

議案第 6 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

議案第 7 号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 8 号 市町の境界変更について

議案第 9 号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

陳情第 1 3 号 新型コロナワクチン接種事業推進の中止を求める陳情

陳情第 1 4 号 新型コロナワクチン非接種者への差別禁止に関する陳情

陳情第 1 5 号 マスク着用推奨の中止に関する陳情

## 9 会議の経過及び結果

### 【開 会】

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 (12時58分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第9号まで、及び陳情第13号から議案第15号の12件である。

なお説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

### 議案第 1号 市長の専決処分事項承認について

#### 専決第10号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣） 議案第1号については、国の令和2年度第3次補正予算繰越分による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、「事業者支援分」の追加交付に係る諸事業の経費で、歳入歳出にそれぞれ2,880万円を追加計上したものである。

補正予算書の1ページをお開きいただきたい。

（「補正予算書」1ページの朗読を省略、2～3ページにより説明）

（詳細について「予算に関する説明書」4～7ページにより説明）

### 歳入

15款2項1目 総務費国庫補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。

19款1項7目 財政調整基金繰入金である。

### 歳出

3款 民生費では、民生費所管の施設に新型コロナウイルス感染症のクラスター対策のための設備導入や衛生用品購入を市内に本社を置く事業者、市内の個人事業主から購入した場合、補助するものである。

3款1項1目 社会福祉総務費 障害者総合支援事業は、施設割が5万円／施設、16施設ある。人数割は入所系施設は5施設あり、人数割が2千円である。

3款1項2目 老人福祉費 介護サービス事業者等新型コロナウイルス対策事業は、施設割が5万円、人数割が2千円で、33施設である。入所系の施設は13施設である。

3款2項2目 児童措置費 民間保育所等運営補助事業は施設割が5万円で、10施設である。

3款2項4目 児童福祉施設費 学童保育館活動支援事業は施設割が5万円で、9施設である。

6款1項3目 農業振興費 農業振興事業は、矢板市コメ作付け応援事業として、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、米価の大幅な下落が生じているので、主食用米の生産者を支援する補助金である。

7款1項2目 商工振興費 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援としての3事業。とちまる安心認証継続支援事業は、とちまる安心認証を取得した飲食店が、感染拡大防止対策の継続、強化をするために要した費用の一部を補助するもので、上限10万円である。事業者応援一時金は、栃木県地域企業継続支援金の支給対象とならない8、9月の売上が前年または元年比で20～30%減った、国、県の支援対象とならない市内の法人、個人事業者に対して一時金10万円を交付するものである。雇用対策支援金は、雇用調整助成金を活用して雇用の維持を図った市内の法人、個人事業主に支援金として10万円。意味合いとしては見舞金的なものである。

説明は以上である。

- 委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。
- 中村委員 歳出7款の商工費の支出で大きく3つの項目があったが、事業者応援一時金と雇用対策支援金の説明では、市内の法人個人という説明だけだったが、市のホームページを見ると、その中に商工業という業種のくくりがあって、商工業以外の職種については云々というのがある。商工業という業種のくくりはあるのか。
- 総務課長 ホームページでは、交付対象として市内に事業所を有する法人または個人事業者となっている。米印で委員がおっしゃっている「商工業以外の法人や個人事業主は、矢板市商工会会員にあること。」、例で医療法人やNPO法人というようなホームページの案内になっている。まずは商工業者、それ以外の法人個人の場合には、矢板市商工会の会員であることであり、商工業者以外にも枠を広げているという意味合いの内容ということになる。書き方がこうした表現となっている。
- 中村委員 先ほどの説明ではそういうくくりがなかったので、市内に事業所を有する法人個人という受けとめになるわけだが、今の説明だと商工業者についてはそのとおりだが、商工業以外の法人個人については、商工会に加入していることが条件である。なぜその条件が必要なのかという疑問が出てくる。それについて、答弁を求める。
- 総務課長 商工会会員に限定されるような書き方にはなっているが、先ほど説明させていただいたように、障害者施設、高齢者施設、あるいは保育所や学童保育にも支援をさせていただき、農業者にも支援をさせていただく。ここでは7款商工費ということで商工業者、それ以外でも商工会の会員であればということ。商工会の会員であるということは、先ほども言いましたように枠を広げているというような解釈で、商工業以外も認めているというような言い方になる。全体を見るとほかの事業所を支援してきているので、商工費で商工関係の支援をしているというようなところである。

○中村委員 そういった趣旨であれば、例えば農業者、医療福祉法人、そういったところにも枠を広げているということであれば、市内に事業所を構える全ての法人個人、一部例外はあるけれど、そういうことでなら納得はする。なぜ商工業というくくりの中で、一民間団体、任意団体である商工会の会員でなければならないという要件が入るのか。普通に考えておかしいのではないかというふうに思う。だからこれに対しての答弁を求めている。枠を広げるのだったら商工業にかかわらず、事業者応援一時金や雇用対策支援金は、矢板市内に事業所を構える全ての法人個人に適用されるのだったら分かる。

○委員長 暫時休憩する。 (13:13)

○委員長 会議を再開する。 (13:14)

○総務課長 なぜ矢板市商工会会員であることを加えているかであるが、答えになっていないと言われれば答えになっていないかもしれないが、市としては矢板市内の商工業、ひいては商工会の活性化をするというような意味合いもある。矢板市商工会会員であることで、商工会の活性化というところを含め、入れているというようなところである。

○中村委員 客観的に見て納得できる答弁だと自分で思われているか。私からすると、当然ながら商工会の活性化は必要だと思う。そのためには商工会としていろいろなことをしなければならないし、市としてもそれに対する支援等は必要かもしれない。だけど今回の目的とは全く別である。それをなぜ商工会の会員だけにくくるのか。どうにもその答弁には納得できない。

○委員長 暫時休憩する。 (13:16)

○委員長 会議を再開する。 (13:18)

○総務課長 先ほども言いましたように、この2つの事業は、冒頭説明したように国、県の事業に補填、補完するような補助金、支援金を出すというものである。内容としては、割合が違うが国、県のものと同じようなものをそのまま要件で使って

いる。ここに書いてある要件という部分では、雇用対策支援はコロナの影響を受けて4月から9月に休業等した事業者、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金を活用し支給決定を受けた事業者、また事業者応援一時金では、休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支給対象である飲食店の営業に関して直接または間接の反復継続した取引がある事業者ということでは、いずれにしてもコロナによる影響がある事業者と国で規定している、要件等は全く同じく引き継いで事業を実施している。

商工会員であることは、こちらとしては広める意味合いで使った表現ではあるのですが、委員がおっしゃるようにちょっと狭めるようにも取れるのかなと、そういうふうには言われて確かにそうかなと思っているところである。

既にもうスタートしているので、以降はもしこういう表記をうちのほうで捉え方とちょっと違った捉え方があるようなことがあると、今回のようにご迷惑おかけする部分もあるので、今後そういったところを気にしていきたいと思う。

○中村委員 一般質問で今後に対しての方針等を質しているわけではないので、目の前に出された議案に対して我々は是か非かを判断しなきゃいけない。そういう意味合いから質疑している。質疑の枠を越えているかもしれないけど、要は疑問だから聞いて、その質疑に対して答弁をもらって、我々が納得できれば、是とするし、納得できなかつたら非としなきゃいけない、そういう今のやりとりである。だから、今後はという答弁はないと思うし、これをどうするかというのを、これはもう即時修正かけるとかだったら分かる。それによって是とするかとかいう考え方もあるし、我々の判断だから。

○総務課長 我々としましては、最初に言いましたように、7款商工費で商工業者のほうに支援するというようなところであるので、その商工業者以外の法人あるいは個人事業主でも商工会会員であるということで支援の対象とすることで、より枠を広げたものということをしている。



○中村委員 これは専決だから、その専決でやったことについては、報告して承認を得るとなっているので、その一環だけれど、やはりそういう疑問がある。先ほど、商工会の活性化のために会員を多くしたいという思いだと思うが、それは分らないではない。そういう意味合いがあるのだったら、最初から制限をかけて、商工会に入っていたらそういう優位性がある、そういうことを言っている。ということは制限をかけているわけである。枠を広げたというのは詭弁であって、私からすると思えない。あくまでもここでの答弁は、商工会の活性化のためにそういう制限をかけている、商工会の優位性を出しているということであれば、私としては納得できない。

当然ながら国の交付金を、またここについては一部繰入金も入っている。そういう中で、公のお金を使うときに、一民間団体に入っている、入っていないをそこで出すということはいかかなものかと言わざるを得ない。だからあくまでもその答弁どおりでいくとすれば、私としてはこの議案に対しては非とせざるを得ない。

その前に我々委員会としてそれに対してどうするかを、当然ながら、このように思っているのは私だけかもしれないし、ほかの委員も思っているかもしれない。それは分からないので、そういうことをしていかなきゃならないと思うので、改めて何うが、それ以上の質疑に対する答弁はないか。

○総務課長 ありませんということで、市としては商工会会員であるということは、どちらかというと裾野を広げるような対応というようなところで、この表記をしているというところである。

○藤田委員 議員討議は駄目なのか。

○中村委員 今最後の答弁を聞いて、それで変わらなければ、議員間討議を私から提案したい。さっき言ったように皆さんがどう考えているか、私は分からないから。当然委員会だから、個人のやりとりではないので、それをこれから委員長に求めたいと思う。

○藤田委員 中村委員の所見を伺ったが、私の所見としてはコロナ禍の対策のために経済産業を中心として小規模事業所、中小企業の持続化補助金を国が創設し、矢板市内の事業者はその給付を受けている事業者は結構ある。

その要件、経済産業省が作った要件の中に、商工会もしくは商工会議所のサポートにより書類を作成した事業者が、今回のこの持続化補助金の給付を受けているという現実を踏まえた上で、それを補完する矢板市の補助金に商工会に加入している団体、中村委員は、一民間団体とおっしゃいましたが、商工会は商工会法に認められている団体であって決して民間団体ではないと私は認識している。ですから、国の施策として、経済産業省が出している補助金で、商工会もしくは商工会議所のサポートによる書類を作成するという要件がある以上は、国としても商工会議所、商工会が正規の法律に認められた団体だということは認めている中で、その補完をする矢板市補助金で商工会に加入しているという条件を私は全くもって何か問題はないと思っているが、総務課長はいかがか。

○総務課長 この事業は商工会があつてこそ、国のこの事業によって、商工会が間に入って成り立っている事業であるということであるので、委員がおっしゃっていたことはごもっともである。

○中村委員 先ほど、総務課長の答弁が一部詭弁ではないかといった部分、要はこの制限をかけることが、むしろ対象者を広げることだと言われたところは、全くそうになってない。それを考えるのだったら、そういう制限は設けずに、全ての市内の法人、個人事業者とすべきであって、当然ながらそういう制限をかけるべきではないというふうに思うが、これは違うか。

○総務課長 市としてはこれを入れたことによって、商工業者以外の方でも商工会に入っていれば対象になるということで、この商工費で商工業支援の費用をあげているが、拡大解釈して商工会の会員の方であればこちらのほうで支援をするという、広く取ったというところである。

○中村委員 市の予算上商工費に入っているから、商工費でくくった。そういう形で見たときに、商工業というくくりで見たときに、それよりも枠を広げるために、例として医療法人とかNPOがあるが、門戸をもっと広げるのであれば、最初の説明したように市内に事業所を構える全ての法人個人とすればいい話ではないか。そうすれば総務課長が言われるとおりに広がった形で、ほかの要件はあるが、コロナの関係で困った事業者が全て対象になるわけである。

そこで制限をかけるということは、むしろ狭めているわけである。

○総務課長 先ほども御説明しましたが、3款による民生関係の事業者等、6款では米作りの農家の支援をさせていただいている。ここ7款では商工業ということでやらせていただいている。

○中村委員 例えばということで、市内に事業所を構えるその他の法人で、どれぐらいあるかも知らないが、商工会の会員であることという条件を入れないほうが、他の要件で対象となる医療法人、NPO法人があるかどうか分からないが、そういったものが対象となるということで、当然ながらそのほうが広がるわけである。なぜかが本当に理解できない状態である。

税の公平公正の観点からいっても、そこにちゃんとした理由があればいろんな制限をかけることは当然必要だと思うが、最初の考えのようにコロナで事業低迷し影響を受けた事業者を救済するという趣旨からしたら、できるだけ使い勝手のよい、幅広い制度のもとでやるべきだというふうに思うから、こういう制限をかけるべきではないというふうに思う。

私は制限を狭めている、いやかえって広げている、この話が延々続くのだったら、もうそれ以上話が進まないの、次に移らざるを得ないと思うが、本当にそれでいいのか。

○総務課長 それでいいかという最終の意思確認だと思うが、先ほど来、説明しているように商工会が関わらないとできない事業ということで、こういった表記にすることで逆に拾えているという認識でいる。

○中村委員 私も分からないところがあるので、質疑で教えていただきたい。商工会が関わらないとできないという理由は、どういうところなのか。

○委員長 暫時休憩する。 (13:37)

○委員長 会議を再開する。 (13:38)

○総務課長 国のほうでやっている事業の中において、アカウント申請登録をする際にアカウントを取るのだと思うが、その申請登録業務は商工会議所や商工会でやるという国からの指定があるということである。そういった中で、これは先ほど言った国県の支援の補完的なもの、それに該当しない方とかを支援するようなもの、あるいはそちらの支援した方を見舞金的なものと言いましたけど、そういった意味合いのものということである。国のものが商工会、商工会議所が関わっているということで、市として補完する部分も商工会に関わっていただかないと国のほうに該当したのか該当しないのか、あるいは支援金に該当するのかといったところも、なかなか把握は難しいというところもあり、商工会の関わりは必要となる。

○中村委員 よく分からないが、商工会が関わっていれば、傘下の会員のいろんな状況を把握しているし、分かりやすいと。何となく分かるが、それであれば商工業の関係業種であっても商工会の非会員の方も多数いると思う。どれぐらいになるのかここで課長に聞いても数値は分からないにしても、相当数あるのではないかという感覚がある。そうするとさっき言った矢板市の商工業に関しては、商工会が概ね把握していて、事業を進める上で非常に利便性が高いということがあるという言葉に直結するというのは大きな疑問がある。

また、市は当然ながら支援金等を出すわけだが、市はそこにタッチしないのか。いろいろな審査等に当たって、また相談を受けて、困っていると言われたときに、市は

相談に乗らないのか。市がやっている事業なのに全部商工会に丸投げしているのか、委託しているのか。

○総務課長 商工会の会員である方は、商工会で対応していただく。商工会の会員以外の方については、市役所で相談に乗って対応し、支払いをしているところである。

○中村委員 であれば、この制限を受けずに、全ての非会員は市役所でやればいいのか。なぜそういうふうにしないのか、最初からそう言っているのだが。

○総務課長 何度も同じになるが、委員おっしゃるように広げたいという意思の表れがこの表記ということになってしまう。商工業者は別に商工会という縛りをしていないので、広く皆さんに来て申請していただきたいという支援、対象者の表記となっている。

○中村委員 すれ違いの答弁なので、それ以上のものが出ないということであれば、決めて実施していることであるということだと思うので、あとは次の手続きとして我々委員の中で自由討議をして進めていただきたいと思う。

今の総務課長の質疑に対する答弁を聞いたときに、私としてはこの制限は外すべきだと思うので、その外すことを条件にこの専決された予算を承認すべきだと思うので、これに対してほかの委員がどのように判断されるかを議員間の自由討議の中で結論を出していただきたいということで、委員長にお願いします。

○委員長 それではほかの質疑を受け付けてから、自由討議ということにする。ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 自由討議に必要なので教えていただきたい。そもそも、商工会を応援して商工業者を応援するということはそれ自体に反対するものではない状況である。ただ、最初の説明として対象を満遍なく広げるところから入って、商工業でかつ商工会の登録が必要でそれ以外の方も。つまりは冒頭の説明と中身が食い違っていると思う。

もう現状で進んでいる専決として、それ以外に該当する方として例えばNPO、医療法人で商工会員や商工業者でもないという方はどれくらいで、そのうちのどれくらいの方が困っているのかというのを把握していないと広めるために拡大したという方針と矛盾する。つまり、ほかに困っている業種の方々を握っている上での発言なのかというところを確認させていただきたい。

○総務課長 商工会の会員でない事業所は、市としては把握していない。コロナによって影響があったかどうかについても、相手が相談にお越しいただければ、その段階で分かるが、それ以外については把握のしようがない状況です。

○宮本委員 6款の農林水産業費について、中村委員と同じようなことで大変恐縮だが、やはりいろんな条件のもとでというような記事があり、しかも認定農業者に限るとこのような項目があった。市長のほうに要望書として上がってきて、専決したということは報告をいただいているが、この認定農業者が入るということは、どういったところからこのくくりができたのか教えていただきたい。

○総務課長 米生産者、農家といいましても専業農家の方とサラリーマンをしながらの兼業農家の方がいらっしゃると思う。今回の支援については、専業農家の方が米価下落で大きな影響を受けているので、専業農家を支援することを市としては考えて、認定農業者というような要件をつけさせていただいたところである。

○宮本委員 内容は分かった。しかし専業農家でも、認定農業者を受けている方ばかりではないと思うので、その辺のくくりがちょっと厳しいのではないかと、また不公平感があるのではないかという声を聞いているので、その辺のところをどのようにお考えか。

○総務課長 認定農業者、人農地プランに掲載されている方という条件を付けさせていただいているが、いずれにしても、農業に関する市の施策に御協力をいただいて、矢板市の農業の発展に寄与していただける方々に支援ということで、市の施策に協力してくれている方々というような認識で支援をするということである。

○宮本委員 内容は分かった。金額が幾らということではなくて、やはり今どんどん農業者が減っている。また後継者の問題もたくさんある。そういった中で、わずかな金額でもこういったところの補償があるっていうことは、やはり力に、励みになると思う。やはりくくりを認定農業者というふうに決められた時点で、ちょっと大げさかもしれないが、もう矢板市から見捨てられたのではないかと。矢板市は農業で町を潤わせているというふうな自負がある方もいるので、やはりこの辺のところのくくりをちょっと広げるべきではなかったのかというふうに思っている。意見として申させていただいた。

○総務課長 意見ということで大変申しわけございません。

今回、これを認定農業者ということで入れさせていただいたが、もしこれを見て市が何か行うというときには、認定農業者でないと市の支援は受けられないのだというふうに、逆にその方にも思ってもらえるように、認定農業者になって矢板市の農業を盛り上げていただければとの思いはある。

○宮本委員 反論する訳ではないが、認定農業者になるための必須条件みたいなものがあり、そこに達しない農業者もいるわけである。認定農業者を増やすといっても、私が見ている限りではなかなか難しいものがあると思うので、その辺のところは農業に関することは総務課長もよく御存知であるのだから、今後の課題としていただきたい。

○石井委員 7款の商工費、1,800万円の補助金の説明で、事業者応援一時金、雇用対策支援金、とちまる安心認証継続支援事業、それらは何件ぐらいつつ予定しているのかを伺う。現状として、商工業者が市内に何件あるか分からないけれど、そのうち商工会の会員の件数が分かれば教えていただきたい。

○総務課長 ここで補助及び交付金1,800万円は、先ほど来説明している一時金、支援金、とちまる安心認証の補助金上限10万円の補助金の本体分と、それ以外については事務費ということになる。この1,800万円については、予算上の数字、見込み

ですが、事業者応援一時金は 40 事業者、雇用対策支援金は 100 事業者、とちまる安心認証継続支援事業は 40 事業者で、トータル 1,800 万円というところである。

商工会の会員数で 650。市内の事業者数は、正確につかんでいるわけではないが、統計上の数は 1,400 事業所である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、自由討議を行う。委員の意見はないか。

○中村委員 さっきちょっと言ったと思うが、自由討議ということで、その中身は私が持ちかけて、委員長に取り計らって欲しいと言った内容についてである。皆さんと自由討議をした上で、委員会としての判断を下して欲しいと、その中身はさっき言ったように私は総務課長にいろいろこの件で質疑をしてその答弁をいただいた。その内容がとても私としては承服できないということで、この議案については専決で走っている内容でもあるので、この要件の中の「商工会会員であること」ということは速やかに削除すべきという、委員会としての附帯決議をもって良とすべきという思いを持っているので、このことに対して皆さんに諮っていただきたい。

それ以外にも皆さんからほかにあれば別だが、私の思いはそういうことである。それについて、皆さんそれぞれの考えがあると思うし、私に対して聞きたいということもあると思うし、そういったことをこの委員会の中でやっていただきたい。

○委員長 ただいま中村委員の意見に対して自由討議をしたいと思うが、意見はあるか。

○藤田委員 中村委員の意見に対しての自由討議なのか。

○委員長 それ以外に今の要件以外のものがあつた場合には、またそれを受けたいと思う。要するに、商工会員であるという記載についてを附帯決議とするかどうかということに対して、御意見を伺いたい。



○藤田委員 私としては全くもって問題ないと認識している。理由は、先ほど来申し上げているとおり、商工会は商工会法に基づいて作られている特別認可法人である。決して民間団体ではない。国の方針としても、中小企業事業者、大企業にかかわらず基本的には商工会議所、商工会に加入することを推奨している。平成29年3月に、本市におきまして中小企業及び中小事業者小規模事業者促進に関する条例を設けまして、その中で商工会唯一の経済団体である矢板市商工会に加入することを推奨している。そういった状況の中で、今回の文言は、私は適当であると認識しているので、中村委員のおっしゃった附帯決議には反対である。

○石井委員 先ほどお知らせいただいた商工会の組織、約4割程度と思うが、そういったこと、あるいは先ほどの申請においても商工会を通じて等の話もあったけれど、こういった支援金等については、一般的に顧問会計事務所があればそちらからやっている方もかなりおられる。私は、今回は基本的に中村委員が言われたように、商工会員に限るとかという規制は外していただきたいと思う。

○小林委員 総務課長の答弁で可とする。説明の中にあつたように、農林業の支援もされているし、それぞれの分野で支援金を出しているのだから、商工会の分野でもこのような形で支援してくださるといふことなので、特に問題ないと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 なければ自由討議は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

○中村委員 質疑の段階からちょっと討論めいた話になってしまったから、今更必要ないかとは思いますが、改めて本来の趣旨からいけば、ここは外すべきだと。専決して既に走っている内容であるけれども、まだ間に合わないわけではない。これからでも、この件について対応すべきということを考えるので、先ほど言ったように、こ

の委員会としては、それを附帯決議として議決して、少なくともやるべきだというふうにする。

その後、今度本会議があるから、そこはまた別ものですから、委員会としてはそうすべきだというふうにするので、ぜひ委員皆さんの御協賛をいただきたいと思う。

○小林委員 私としてはこの附帯決議は必要なしと思っている。このままで良いと思っているので、この委員会でそれを附帯決議するということでの賛成の討論に対し、私は反対討論させていただく。私としてはこのままで大丈夫だと、そういうことである。

○委員長 委員の皆さんにお諮りする。本来は、討議ということで、重ねることは好ましくない、そうはしないのだが、初めての委員間討議ということで、意見を良しとするかどうかをお諮りする。討議として、さらに重ねて、反対、賛成をするということについて、皆さんの意見を伺う。

○中村委員 討論に入ったら、当然あるかないかで、なければそこで討論は終結し、採決に入るのが手順だというふうにするので、また、振り返って意見を求めるということはないということでもいいと思う。

○委員長 商工会員である記載を省くことを付帯決議とするという以外に、討論を希望する議員の方はいるか。

(なし)

○委員長 なければ討論を終了し、採決ということになるがよろしいか。

(異議なし)

○石井委員 附帯決議を付けるということも条件で言ってほしい。

○委員長 これより採決する。議案第1号は、附帯決議を付けて原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議ありの声)

○委員長 異議があるので、挙手により採決する。

では、附帯決議をつけて決定することに対して、賛成の方の挙手を求める。

(挙手多数)

○委員長 挙手多数である。したがって、議案第1号は、附帯決議することで承認された。

## 議案第 2号 令和3年度矢板市一般会計補正予算(第7号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 補正予算書の1ページをお開きいただきたい。

(「補正予算書」1ページの朗読を省略、2～6ページにより説明)

(詳細について「予算に関する説明書」4～21ページにより説明)

### 2歳入

10款1項1目 地方特例交付金 減収補てん特例交付金の決定額による増。

10款2項1目 新型コロナウイルス感染症対応地方税減収補填特別交付金 決定額による増。

11款1項1目 地方交付税 普通交付税の決定額による増。

15款1項1目 民生費国庫負担金 障害者自立支援給付費負担金、療養介護医療負担金は、障害者総合支援事業の歳出増による増で負担率は1/2。

15款2項1目 総務費国庫補助金 個人番号カード交付事業費補助金で、戸籍住民基本台帳事務の歳出増に伴う増で、1/10補助率。

15款2項2目 民生費国庫補助金 子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当支給事務のシステム改修分で、10/10の補助率。

15款2項3目 衛生費国庫補助金 感染症予防事業費国庫補助金で、健診増進事業における健康管理システムの改修分で、1/2の補助と2/3の補助のものが入っている。

16 款 1 項 1 目 民生費県負担金 国庫と同じく障害者総合支援事業の歳出増で、県負担の 1 / 4 ということになる。

16 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金 経営所得安定事業等推進事業費補助金は、矢板市農業生産調整対策事業の歳出増に伴うもので 10 / 10。産地生産基盤パワーアップ事業費補助金は、農業振興事業の歳出に対して、10 / 10 の補助率となる。

17 款 1 項 2 目 利子及び配当金 土地開発基金の利子となる。

18 款 1 項 2 目 ふるさと納税寄附金 ふるさと納税のほう为好調であり、7,600 万円ほど増としたい。

18 款 1 項 4 目 衛生費寄附金 2 者からの寄附。

18 款 1 項 5 目 子ども未来寄附金 1 名の寄附。

19 款 1 項 4 目 ふるさと納税基金繰入金

19 款 1 項 7 目 財政調整基金繰入金

19 款 2 項 1 目 介護保険特別会計繰入金 第三者行為に伴う過失割合が決定したということによる精算金。

21 款 4 項 3 目 過年度収入 子供のための教育保育給付金等の額の確定に伴う追加交付分

21 款 4 項 4 目 雑入 文化財保護事業の歳入に伴う増であるが、歳出で説明するがとちぎ緑の基金の名木・古木樹勢回復事業を活用するものである。

22 款 1 項 4 目 教育債 生涯学習館の長寿命化工事分。

## 歳出

職員給与費等が各所で出てくるが、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を 1 月から 3 月に対応するような時間外手当、管理職特別勤務手当となる。それ以外は、職員の引っ越しや出産等といった職員の変化に対応するための手当等となる。

2款1項1目 一般管理費 人事給与管理事務の委託料は定年延長に伴う例規整備、負担金については県からの交流職員の時間外勤務手当である。

2款1項5目 財産管理費 財産管理事務の備品購入費は、庁用車の安全管理のため、ドライブレコーダーがついていない庁用車49台につけるもの。

2款1項6目 企画費 ふるさと納税寄附金が好調であって、7,600万円の寄附金の積立金の増とそれにかかる経費である。当初5,000万円で予算措置をしていたが、好調による増額措置。

2款1目3項 戸籍住民基本台帳費 戸籍住民基本台帳事務はマイナンバーカード普及の積極的な出張申請を実施しており、それにより本人限定の受取郵便でマイナンバーカードを本人限定で受け取っていただいている。積極的に実施し、出張申請でさらに2,000人を増やしたいと見込んでおり、それに係る経費となる。

3款1項1目 社会福祉総務費 障がい者福祉対策事業の更生医療給付事業は令和2年度分の精算返還金、特別障害者手当等給付事業も令和2年度分の精算返還金、特定疾患福祉手当給付事業は資格受給資格者の増に伴う福祉手当の不足による増。障害者総合支援事業の扶助費については、サービスの種類の多様化、また利用者の重度化、高齢化による利用料の増加。また在宅で過ごす医療的ケアが必要な障害児者の増加により、サービス利用者の増加である。償還金、利子及び割引料は令和2年度分の精算返還金。

生活困窮者自立支援事業は、新型コロナウイルス感染症のセーフティネットを強化交付金事業で、12月までだったものが来年2月まで、2か月間伸びた分の経費であり、会計年度任用職員の2か月分の費用、郵送料、支援金の振替手数料である。委託料△50万円で経費の組み替えを行っている。償還金、利子及び割引料は、令和2年度分の精算返還金。

後期高齢者医療費の負担金は連合会からの請求に基づく負担金の減。

3款1項2目 老人福祉費 介護保険特別会計繰出金は、地域密着型介護サービス給付費の減が主なものである。

高齢者社会参加促進補助事業は、令和2年度分精算返還金。

3款2項1目 児童福祉総務費 児童手当支給事務の委託費は、児童手当制度改革に伴うシステム改修分。償還金は令和2年度分の精算返還金。

児童扶養手当支給事務は令和2年度分の精算返還金。

育成医療給付事業も令和2年度分の精算返還金。

子育て支援事業も令和2年度分の精算返還金。積立金はこども未来基金の寄附金の積立分。

3款2項2目 児童措置費 施設型等給付費は令和2年度分の精算返還金。

3款3項1目 生活保護総務費 生活保護適正化運営対策事業も令和2年度分の精算返還金。

4款1項1目 保健衛生総務費 健康増進事業は健診結果の利活用に向けた情報の標準化整備事業に伴う健康管理システムの改修。償還金は令和2年度分の精算返還金である。

4款1項2目 予防費 成人予防接種事業も令和2年度分の精算返還金。

6款1項3目 農業振興費 産地生産基盤パワーアップ事業で事業採択を受けて実施している箇所が、今般の鉄の高騰による補助金の増。

6款1項5目 生産調整推進対策事業費 矢板市政策調整推進対策事業の補助及び交付金で、農林水産省の電子申請サービスにおいて、水田の作業委託のためのプログラム作成等の経費。

10款2項1目 学校管理費 小学校維持管理事業の修繕料は、川崎小学校の消防用設備が9月の点検で逆流防止弁の交換が必要であるということが判明したので、その交換。小学校の体育館の不点灯ランプの交換、8校で21灯である。

10 款 3 項 1 目 学校管理費 中学校維持管理事業の修繕料は、中学校の体育館の不点灯ランプの交換、3 校で 24 灯である。

10 款 4 項 1 目 社会教育総務費 学習館管理運営事業の工事費は、9 月議会で補正予算を議決いただいた生涯学習館の設計業務委託の生涯学習館長寿命化工事、屋根、外壁、空調設備更新工事と、国体の際の皇室対応等の工事費となる。ちなみにこれが予算の審議ではあるが、繰り越して来年の夏、国体前には完成させたいものである。

文化財保護事業の委託料は、県の指定天然記念物になっている「泉のエノキ」の樹勢回復の委託事業である。酸素管というものを根に設置するというもの。

13 款 1 項 1 目 土地開発基金費 土地開発基金積立金で、基金を SDG s 債という有価証券に 1 億円を活用しまして、通常よりは高い利子がついているということでの増額補正。

給与費明細書は、比較欄で報酬が増えているが、生活困窮者のセーフティネットを 2 か月分延ばす分の会計年度任用職員の報酬となる。職員手当については、コロナのワクチンにかかるものである。

議案の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 2 号に対し質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 15 ページの農業振興費の中で、鉄の高騰でというのは、どういうものがどういう影響が出て、どういう事業にするのか。

○総務課長 こちらはもうすでに採択になっている事業なのだが、イチゴのビニールハウスを建てるための、国庫 10/10 の補助金で、市をとおして補助するものだが、パイプ、鉄が高騰した分の補助をもらわなければ事業が達成できないので、追加で交付決定されたということである。

○石井委員 17 ページの社会教育総務費の生涯学習館の長寿命化事業で、9,900 万円が計上されている。長寿命化ということであるが、私が聞き及んだ中では、屋根が

雨漏りしているので、屋根の葺き替えを中心ということだったが、そのほかが入っていると思う。どんな事業を考えているのか、計画を伺う。

○総務課長 大きなものは屋根で、雨漏りを何度か直しているが、なかなか決定打が見つからず直らないということで、今の屋根の上に屋根を葺く、乗せるという工法を考えている。外壁についてはタイルで仕上げている外壁だが、調査をするとコンクリートが割れている部分やタイルが剥がれているというところもあるので、そういったところの修繕と空調がかなり劣化をしているので、今般、屋根外壁等を長寿命化する際に、空調も一緒に長寿命化を行いたいということである。生涯学習館は普通のエアコンでなく、ボイラー空調である。空調を入れ替えたいというところもあったが、計算をしてみると本体よりも高額な金額にエアコンだとなってしまうので、ボイラー空調を長寿命化できる程度の劣化部分の更新ということである。

○石井委員 ちなみに補助等はどのくらい入るのか。

○総務課長 こちらは大変申し訳ないが、庁舎なので補助はない。公共施設等総合管理計画の中での位置付けもあるので、先ほど説明した起債の限度額のほうも変更させていただいたと思うのですが、起債事業として対応するということである。通常は75%だが、90%充当の起債事業になる。

○石井委員 20 ページの給与明細書の中で、時間外手当が大幅に15%ぐらい計上されている。多分、コロナ等の関係と思うが、時間外の内容になるが、いつも監査委員からの指摘の中にもあるように、一部の職員が非常に長時間労働についているという指摘がある。その辺の改善はどのように図っているのか。

○総務課長 職員手当の中でも時間外が多いが、ワクチンの集団接種を日曜日にやっている、またこの後1月から3月で3回目ワクチン接種を休日に行うため、その職員の時間外ということで、ここの記載としてはなっている。



- 石井委員 時間外が増えるのは理解できるが、一部の職員 10 名程度と思うが、1,000 時間の時間外をしている職員が見られるので、その辺の対応をどうするのかを聞いている。
- 総務課長 時間外が多い部署もあることは確かであるが、基本的には時間外が月 30 時間を超える場合には、どの業務でなぜ増えるのか、また今後の改善策はどうかというようなところも所管の課長の意見を付けて出してもらい、改善に取り組んでもらっているところではある。やはりどうしても今般の一番多いのはワクチン接種の部分がちょっと多めの時間外になっている。国の対応が先手先手でなく、後手後手で遅れ気味にくる状況があったと思うが、それらを短時間で早急に対応しなければいけないということで、その時間も限られているので、やはりどうしてもそういった部署にいつてしまったというところである。
- 宮本委員 19 ページの文化財保護事業、「泉のエノキ」について伺うが、これはどんな事業で、いつ頃始められるのか。
- 総務課長 「泉のエノキ」なので場所は御存知だと思うが、酸素管と言って、直径 15 センチ、長さ 1 メートルの管を地中、樹木の根周りに、根本が固まって酸素が行かないような状態を回避する、樹勢を回復するような内容である。酸素管を 12 本設置して、エノキの樹勢回復を図るというものである。始まるのは 1 月以降となると思う。
- 宮本委員 最近、コミュニティスクールで、泉小のほうへお邪魔することが多く、子供たちもとても大事にしているというお話を聞いているので、今後とも保護についてよろしく願いたい。
- 総務課長 工事の期間は、今私の手元にあるもので言うと 2 日程度で終わる。2 日程度はコミュニティスクールのほうでも我慢していただくようお願いする。
- 佐貫委員 2 つほど伺う。まず 1 つ目が、ふるさと納税からの寄附金の増、今 12 月補正だが、ふるさと納税はどのタイミングで切る、締め日というのがあるのか。質

問の意図として、3月の予算で乗せないで、このタイミングで途中補正、12月補正でしてきた理由はあるのかというところの意図の確認をさせていただきたい。

○総合政策課長（高橋弘一） ふるさと納税のこの補正を今回したということで、これは3月までの見込みということで、今回7,600万円ほどを要求してある。こちらについては返礼品やその他郵送料とかで、その経費は毎月支払うことになるので、当初5,000万円の要求であったので、支払いの経費がないということで補正したものである。

○佐貫委員 もっとさらに伸びたら、経費もかかるのでまた補正せざるを得ないという認識でいいのか。

○総合政策課長 9月までの状況で、伸び率等を検討して今回補正させていただきました。3月までこの状況でいけるかなというようなところでの補正を今回した。ただふるさと納税については、これから12月が一番のピークになっており、その金額次第では増えてしまうかもしれないし、残念ながらちょっと見込みを下回ると、不用が出るかなというところである。現段階では、3月までの見込みということで計上させていただいた。

○佐貫委員 今年ベンダーも1社か2社増やしていると思う。商材も増やしていると思うので、嬉しい意味の補正を期待している。

もう1つの質問を続ける。13ページの生活保護運営対策費について、令和2年度精算と先ほど総務課長がおっしゃっていたが、これは返すということなので、令和2年度の生活保護運営対策費というコストが下がったという認識でいいのか。

○社会福祉課長（沼野晋一） こちらについては、令和2年度の精算額なので、令和2年度国に請求する際には、概算で請求しているのですが、実際精算したらこの額となり差額があったので、その後差額を国にお返しする形である。見込みよりは少ない額で事業費が済んだ形で、差額を返すというような形である。

○佐貫委員 その見込みの数値より下がっていたというのは、対象の人数も含めという認識でいいか。

○社会福祉課長 対象人数とか、その保護費については、医療費とかも含まれてくるので、やはり国に請求する際には、ある程度の見込みも含めて要求しているので、実際はそこまでかからなかった。もしかすると増えるかもしれないというところも見込んでの請求である。ある程度超えないような事業費として見込みを出して、国に請求しているので、実際はそこまでいかなかったというところでの返還という形になる。

○佐貫委員 生活保護運営対策費の中身はどうなっているのか。

○社会福祉課長 生活保護費の事業費、扶助費ということになるが、被生活保護者の生活扶助費、こちらは生活に係る扶助費。医療費扶助費は、生活保護者に関しては医療費が全額生活保護のほうから出ている。介護扶助費は介護にかかる経費。こちらの3種類の扶助費が、生活保護適正化運営対策事業の扶助費となっている。こちらはある程度見込みというか、足らなくなならないような額で申請している。先ほども言ったが医療費も入っているので、例えば透析患者の場合は、1か月当たりかなりの金額がかかっているんで、そうなってしまうと増えてしまい、額がかなり多くなってしまうことを見込んで、国に請求している。予算もその分を取っているんで、そちらが実際いかなかった場合は、かなりの額が余ってしまう。今回も6,600万円という大きなお金だが、これは令和2年度にとりあえず市へ入ってきた形で、次年度精算という形である。毎年このような形で、生活保護費に関しては、1人当たりの額が大きくなる場合があるので、大きな精算額になってしまう。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、自由討議を行う。委員の意見はないか。

(なし)

○委員長 なければ自由討議を終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 04)

○委員長 会議を再開する。 (15 : 15)

### 議案第 3号 令和3年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○高齢対策課長(高橋理子) 補正予算書の7ページをお開きいただきたい。

(「補正予算書」7ページの朗読を省略、8～11ページにより説明)

(詳細について「予算に関する説明書」26～35ページにより説明)

#### 歳入

1款1項1目 第1号被保険者保険料 現年度分特別徴収保険料については、地域支援事業費の不足分。

3款1項1目 介護給付費負担金 介護給付費の過不足調整分。

3款2項1目 調整交付金 介護給付費の過不足調整分、

3款2項2目 地域支援事業交付金費 地域支援事業費の不足分の補正。

4款1項1目 介護給付費交付金 介護給付費の過不足調整

4款1項2目 地域支援事業支援交付金 地域支援事業費の不足分。

5款1項1目 介護給付費負担金 介護給付費の過不足調整。

5款2項1目 地域支援事業交付金 地域支援事業費の不足。

8款1項1目 介護給付費繰入金 介護給付費の過不足調整分に係る繰入金。

8款1項2目 その他一般会計繰入金 職員給与費及び事務費の繰入。

8款1項3目 地域支援事業繰入金 地域支援事業費の不足に係る一般会計繰入金。

8款2項1目 介護給付基金繰入金 介護給付費の不足分に係る基金繰入金。

#### 歳出

1款1項1目 一般管理費 令和元年分の第三者行為損害賠償金の令和2年度精算に要する費用。

1款2項1目 賦課徴収費 職員手当の不足分。

1款3項2目 認定調査等費 認定調査員の費用弁償の不足分。

2款 保険給付費 各項各目において、各種介護サービス給付費においての過不足調整。

3款1項1目 介護予防・生活支援サービス事業費 訪問型及び通所型サービスに不足が生じるための補正。

3款4項1目 審査支払手数料 国保連合会の手数料。

5款1項1目 基金積立金 介護給付費の減額に伴う基金積立金及び第三者行為損害賠償金の精算に伴う基金積立金。

#### 給与費明細書

一般職員8名分の補正前後の給与費明細である。補正は職員手当の不足によるもので、記載のとおりである。

議案の説明は以上である。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、自由討議を行う。委員の意見はないか。

(なし)

○委員長 なければ自由討議を終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

#### 議案第 4号 令和3年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長(村上治良) 補正予算書の13ページをお開きいただきたい。

(「補正予算書」13ページの朗読を省略、14～15ページにより説明)

(詳細について「予算に関する説明書」40～41ページにより説明)

#### 歳入

5款1項1目 保険給付費等交付金 保険給付費等に不足が生じるための普通交付金と傷病手当金の補正に伴う特別調整交付金である。

#### 歳出

2款1項1目 一般被保険者療養給付費 被保険者の疾病負傷の事業に対する保険診療分のうち、一部負担金を除いたものを保険給付として負担しているが、今後不足が見込まれるための増額補正。

2款1項3目 一般被保険者療養費 治療用装具、柔道整復師、あん摩マッサージ師、鍼灸師による施術代等のうち、一部負担金を除いたものを保険者が被保険者 保険給付として負担しているが、今後不用額が見込まれるための減額補正。

2款2項1目 一般被保険者高額費 医療費が高額となった被保険者の負担額を軽減するために、一定限度額を超えた分について支給しているが、今後不足が見込まれるための増額補正するもの。

2款6項1目 傷病手当金 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者に対する傷病手当金の支給に要する経費で、療養のため労務に服することができない期間の適用期間が延長になったため所要額を増額補正するもの。

説明は以上となる。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、自由討議を行う。委員の意見はないか。

(なし)

○委員長 なければ自由討議を終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

## 議案第 5号 令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長（村上治良） 補正予算書の17ページをお開きいただきたい。

（「補正予算書」17ページの朗読を省略、18～19ページにより説明）

（詳細について「予算に関する説明書」46～47ページにより説明）

歳入

1款1項1目、2目 特別徴収保険料及び普通徴収保険料 令和3年度の調定額の年度末の見込みにより増額補正するものである。

歳出

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金 後期高齢者医療保険料の増額により、広域連合納付金が増額となるものである。

説明は以上となる。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、自由討議を行う。委員の意見はないか。

（なし）

○委員長 なければ自由討議を終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。



## 議案第 6 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○子ども課長（小野崎賢一） 議案書 4 ページをお開き願う。

（「議案書」 4 ページを朗読）

議案の朗読に代えて、改正条項のポイントを説明する。基準府令となっている特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正する。

改正の概要は大きく 3 つある。

まず 1 つ目は、電磁的方法による対応の追加ということで、第 5 条第 2 項から第 6 項の削除。第 38 条第 2 項の削除。第 53 条の追加になる。

保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、利便性向上や業務負担軽減等を図る観点から、電磁的方法による対応も可能という改正条項となっている。

続いて 2 つ目、連携施設に関する規定の変更である。第 42 条第 4 項の改正である。0 歳から 2 歳児までを受け入れる特定地域型保育事業者は、在籍児が卒園後、必要な教育保育が受けられるよう適切に確保しなければならないとされている。連携施設は認定子ども園や幼稚園または保育所等が想定されている。今回の改正で様々な対応策の活用により、引き続き教育保育の提供を受けることができる場合には、その連携施設の確保は不要となった改正である。

3 つ目はそのほかになるが、第 6 条、第 13 条、第 35 条、第 36 条、第 39 条、第 43 条、第 51 条、第 52 条の改正規定については、内閣府令における用語の変更、あるいは条項のずれ等に伴う改正となる。

施行期日は公布の日としている。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○副委員長（掛下法示） 語句の改訂は分かったが、電磁化だったり、いろいろあったと思うが、背景を伺いたい。

○子ども課長 議案の提案理由で述べたが、基準布令となっている内閣府令が一部変更になったことに伴う改正ということである。矢板市独自のものではなく、内閣府令に沿った形で、倣った形で作っているので、その基準となる内閣府令が変更になったということでの条例改正となる。

○委員長 そのほか質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、自由討議を行う。委員の意見はないか。

（なし）

○委員長 なければ自由討議を終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決された。

## 議案第 7号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長 議案書 32 ページをお開き願う。

(「議案書」の朗読は省略)

条文の朗読に変えて、条例改正の概要について説明する。

初めに条例改正の趣旨は、この度の産科医療補償制度の見直しによる健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額の改正を行うものである。

条例改正案の内容は、出産育児一時金については現行の基本部分の 40 万 4,000 円に加算部分の 1 万 6,000 円を加えた。合計 42 万円を給付しており、今回の健康保険法施行令の一部改正により、基本部分が 40 万 8,000 円に 4,000 円引き上げられるものである。

なお、今回条例の一部改正により、矢板市国民健康保険規則で定めてある加算部分について、現行の 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円と 4,000 円引き下げられることになるが、対象者が受ける給付総額の 42 万円には変わりはない。

施行期日については、産科医療補償制度の見直しによる適用時期が令和 4 年 1 月以降の分から適用となるということに合わせて、令和 4 年 1 月 1 日から施行することとする。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 7 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、自由討議を行う。委員の意見はないか。

(なし)

○委員長 なければ自由討議を終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決された。

#### 議案第 8号 市町の境界変更について

#### 議案第 9号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 県営中山間高原地区土地改良事業の施行に伴ってということで、矢板市と塩谷町の境界の変更をする必要が生じた。また、それに伴い財産処分が必要だというものである。議案書の朗読は割愛させていただくが、35ページに矢板市に編入する区域、また、塩谷郡塩谷町に編入する区域、それぞれの所在を記載してある。

議案第9号が境界変更に伴って財産処分がその中にある国有地、道路・水路になるのだが、38ページにその一覧表がある。財産処分調書を補完する資料が39、40ページとなる。

面積についてはそれぞれ矢板市に入るもの、塩谷町に入るものは等積であるということとは先の全員協議会で説明したところである。

また附属資料として位置図と全体の区域図があり、塩谷町に入る分、矢板市に入る分、新しい境界の説明図を付けさせていただいた。

説明は以上となる。

○委員長 これより議案第8号及び議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、自由討議を行う。委員の意見はないか。

(なし)

○委員長 なければ自由討議を終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号及び議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号及び議案第9号は、原案のとおり可決された。

### 陳情第13号 新型コロナワクチン接種事業推進の中止を求める陳情

○委員長 次に、陳情第13号を議題とする。陳情文書の朗読を省略し、さっそく審査に入る。自由討議による委員の意見を伺うことになるが、意見はないか。

○佐貫委員 受ける、受けないというのは、基本的には個人の判断に委ねられるべきだと思うので、不採択の意思を表明する。

○小林委員 私は採択をお願いします。若い人の状況というのは、やはりコロナにかかっているというか、そういうのが少ない。要するに、感染の上ではデータ上は20歳を境にして多いが、重症化で見るとぐっと減って、高齢者が重症化になっている。死亡者もそれに伴って高齢者が多いけれど、39歳以下というのは本当に少ない。

そういう状況なので、私としては、若い人に対する接種の中止を求めるというこの意見に対しては、賛成という意見である。

○藤田委員 結論から言うと、私もこの陳情に関しては不採択である。理由としては、様々な陳情理由も書いてあるし、現実問題として世間では様々な害が叫ばれているが、私個人としてこのワクチンに対する知見も見地もない。

そんな中で国が推奨している以上それに抗う理由はないので、基本的には中止を求める陳情は不採択である。

○中村委員 私の結論は不採択だが、理由は皆さんが述べている内容と同じである。

接種するにしても、接種しないにしても、感染のリスクや接種による副作用の心配はあるが、基本的に本人の意思もしくは保護者の意思というところによるので、そういう選択になっているので、それを一律的に廃止するということは乱暴だと思う。これまでのいろいろな報道等を見ても、当然ながらその効果というものは、出ているわけなので、それらを考えれば、一律的に廃止することについては反対ということである。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ、これで終了する。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 49)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15 : 49)

これより挙手により採決する。陳情第 13 号を採択とすることに賛成する委員の挙手を求める。

(挙手少数)

○委員長 挙手少数である。

陳情第 13 号は、不採択とすることに決定した。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 50)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15 : 55)

それでは、先ほど陳情第 13 号を訂正する。

採択が 1 名であったので、不採択と決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第 13 号は、不採択とすることに決定する。

## 陳情第14号 新型コロナワクチン非接種者への差別禁止に関する陳情

○委員長 次に、陳情第14号を議題とする。陳情文書の朗読を省略し、さっそく審査に入る。自由討議による委員の意見を伺うことになるが、意見はないか。

○藤田委員 件名の新型コロナワクチン被接種者への差別禁止に関する陳情、差別はいけないと思うが、陳情要旨を読むと結論として条例制定を言っている。私個人としては条例の制定まではいらぬのではないかという気がする。願意は非常に理解するが、継続審査ないしの不採択。

○小林委員 非接種者への差別が実際あるかどうかというのが、現実的なものは分からないけれども、被接種者への差別ということもあるかなと思う。同調圧力ということからするとやっぱりそういうことが危惧されると思っている。

ただいま藤田委員から条例の制定ということまではいらぬということだったが、陳情の趣旨も含めて、那須塩原市ではあるということで、全国的にもここに書いてあるとおり8県で、大変少ないという状況であるが、それをしっかりと表明するという意味で私としてはこの陳情の要旨に賛成をする。

○佐貫委員 願意妥当と判断させていただき、賛成、採択をさせていただきたい。

○宮本委員 私も結論としては、採択でお願いしたい。

○中村委員 私も同様で、差別は当然ながらあってはならないし、願意は妥当だと判断する。条例まではという話もあったが、矢板市の場合、願意妥当ということで採択すれば、それに則って次のステップに進んでいくことになるので、条例を制定してもいいのではないかというふうに思う。要はこの陳情に則って、採択で進めていただきたい。

○委員長 暫時休憩する。 (16:00)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (16:00)

これより挙手により採決する。陳情第14号を採択することに賛成する委員の挙手を求める。

(挙手多数)

○委員長 挙手多数である。したがって、陳情第 14 号は、採択とすることに決定する。

ただいま採択になった陳情については、関係機関に送付することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、陳情第 14 号は、関係機関に送付することに決定する。

暫時休憩する。 (16 : 02)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (16 : 04)

### 陳情第 15 号 マスク着用推奨の中止に関する陳情

○委員長 次に、陳情第 15 号を議題とする。陳情文書の朗読を省略し、さっそく審査に入る。自由討議による委員の意見を伺うことになるが、意見はないか。

○藤田委員 陳情第 13 号と同様にマスクの着用を中止したほうがいいのか、それともマスクの着用をしたほうがいいのか、いろいろな意見があるが、私はマスクをしないに関しての見地や知見が全くない。厚生労働省がマスクの着用推奨している以上は、それに抗う理由が見当たらないので、不採択である。

○中村委員 委員長に伺うが、意見の前に情報として当局のほうに尋ねたいがよいか。

○委員長 はい。

○中村委員 ここに記載されている内容で、分からない部分があるので、当局で情報をお持ちでしたら教えていただきたい。矢板市の対応としてお聞きしたいという部分もある。

記載されている高槻市の事故の件に対するもの、学校関係だから教育委員会にこういった情報が寄せられているとか、またマスクの関係なので健康増進課にそういったところにこの情報が入っているか分からないが、情報があったら。それから、マスク着用後たった 3 分で、二酸化炭素濃度が危険数値の 6 倍にというような論文があると



いう記載がされているが、本当にこういうことが国としても認められたのかどうか。それからマスク着用で感染を防ぐ効果の科学的根拠はないと厚生労働省が回答しているという記載があるが、厚生労働省として、地方自治体もしくは学校関係に何らかの形で回答というか通達が出ているということであれば、そういった内容がこういうことに合致しているのか否か。その辺の内容について、もし当局で何らかの情報をお持ちであれば教えていただきたいのが一つ。矢板市の児童生徒に対しては、マスク着用についてはどのように対応されているのか。

○総務課長 私を知り得る範囲内で答えさせていただく。

まず1つ目の高槻市の事故は、教育委員会においては新聞報道の情報のみであった。2つ目の二酸化炭素濃度が6倍になるのかと3つ目のマスクの科学的根拠ないといったところは見当たらなかった。4つ目の教育委員会では文部科学省の通達が、「小学校中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」という連絡が令和3年8月20日に来ている。中身は個人の基本的感染予防対策は3密を避ける、特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされているということである。学校内では感染が広がるリスクを下げる際にもマスクが必要だということを通達の中では言っている。学校での活動ではどうかというところであるが、栃木県教育委員会から「新型コロナウイルス感染症に対応した小中学校及び義務教育学校における教育活動の実施について」というものが、令和3年8月21日に県教育委員会から出ており、この中で児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分に取れないときや換気が不十分と思われる場合などでは、原則としてマスクを着用する。運動時は身体のリスクを考慮しマスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際には、気温、湿度、暑さ指数が高い日には十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症など健康被害が発生するリスクもあるため十分な感染症対策を講じた上でマスクを外すこと、これは運動するためのものである。用具の準備や片付けというようなときには可能な限りマスクはするといったことで、県

から通知が来ていて、市内の小中学校もこれに沿ってやっているということである。

以上、私が教育委員会等にも確認した情報である。

○中村委員 適切な扱いはされているというふうに思うし、この陳情については、不採択でお願いしたい。

○委員長 暫時休憩する。 (16 : 12)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (16 : 12)

これより挙手により採決する。陳情第 15 号を採択とすることに賛成する委員の挙手を求める。

(挙手少数)

○委員長 挙手少数である。陳情第 15 号を不採択とすることに賛成する委員の挙手を求める。

(挙手多数)

○委員長 挙手多数である。

陳情第 15 号は、不採択とすることに決定した。

○委員長 暫時休憩する。 (16 : 14)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (16 : 20)

#### 委員長報告

---

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

## 閉 会

---

---

○委員長 これにて総務厚生常任委員会を閉会する。

(16:20)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目次

---

---

【開 会】 .....	2
議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について	
専決第 10 号 令和 3 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号） .....	2
【委員長報告】 .....	2
【閉 会】 .....	3

## 1 日 時

令和3年12月8日（水） 午前9時24分～午前9時26分

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席委員（8名）

委員長 高 瀬 由 子

副委員長 掛 下 法 示

委 員 藤 田 欽 哉 佐 貫 薫 小 林 勇 治

宮 本 妙 子 石 井 侑 男 中 村 久 信

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員

なし

## 6 事務局 事務局長 薄井勉 主幹 矢板寿江

## 7 付議事件

議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について

専決第10号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

## 8 会議の経過及び結果

### 【開 会】

---

---

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 (9時24分)

これより議事に入る。

### 議案第 1号 市長の専決処分事項承認について

#### 専決第10号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

○委員長 最初に、議案第1号について、お諮りする。

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり承認された。

次に、附帯決議については賛成多数で決定しているが、その取扱いについては決定していないので、お諮りする。

附帯決議については、委員長報告に盛り込むということにしたいが異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、附帯決議の取扱いについては、委員長報告に盛り込むということに決定された。

### 【委員長報告】

---

---

○委員長 委員長報告については、既に前回の委員会において委員長に一任されているが、本日の件についても、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

**【閉 会】**

---

---

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

( 9 : 2 6 )



矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長